

Title	酒井宮内大輔忠勝松代移封の年代に就て
Sub Title	
Author	國分, 剛二(Kokubu, Goji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.4 (1930. 12) ,p.106(638)- 106(638)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19301200-0106">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19301200-0106</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 酒井宮内大輔忠勝松代移封の年代に就て

大日本史料、第十二編之二九 元和四年三月十五日乙亥(九七頁)の項に「越後高田城主酒井家次、江戸ニ卒ス、子忠勝嗣グ、幕府、其封ヲ移シテ、信濃松城(松代)城ニ居ラシム」とある中、忠勝が松代に移つたのは果して元和四年中であらうか、史料として「毛利氏四代實錄考證論斷」六十二を引用し證明して居るやうだが、松代町史 上卷(二三三頁)には「酒井家次——高田に於て逝去した。依つて其子忠勝が家を繼ぐに至つた。忠勝は——父の跡を嗣いで高田城主となつた。然るに元和四年四月川中島を賜つたが事情あつて翌五年三月松平忠昌と入替つて松城へ入封した。」とある。然らば大日本史料と松代町史とは何れが正當であらうか、尤も埴科郡志(一ノ一〇六頁)には「松代城 本名川中島海津城」とはあるが。尙ほ高田市史(五五頁)にも「元和五年三月十一日、(酒井)忠勝信濃松代に移り、」云々とあるを見ても、酒井忠勝の實際に松代へ移轉したのは元和五年であらうと思ふが。尙又、莊内藩の古記録に「梅林院公(酒井家次)時代に川中島で水祝の風習があつたといふ」記事があるので羽柴古香翁は其著「松嶺藩史料稿本」に此事を引用して、是は成覺院公(酒井忠勝)時代の誤りであると訂正してあるやうだつたが、此の水祝の記事から推測して、此記事は家次時代の記事で、即ち此時代には川中島も其の司配地であつたかも知れぬ。兎も角も諸賢の高教を仰ぎたいので此稿を草したのです。